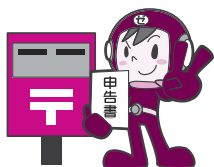


お送りする申告書に、申告の受付日時を記載しています。都合の悪いかたは、下記のいずれかの申告会場へお越しください

市民税・県民税の申告日時と会場

地域別	日時	会場
中央地域	2月17日(月) ▶3月16日(月) の平日9:00~15:00	市役所1階 市民ホール
北部地域	2月17日(月) 9:30~14:00	下新城交流センター (旧北部公民館)
	2月21日(金)▶26日(水) の平日 9:30~14:30	北部市民 サービスセンター
河辺地域	2月18日(火)・19日(水) 9:30~14:30	河辺市民 サービスセンター
	2月20日(木) 9:30~14:00	河辺岩見三内地区 コミュニティセンター
雄和地域	2月27日(木)・28日(金) 9:30~14:30	雄和市民 サービスセンター
南部地域	3月2日(月)▶4日(水) 9:30~14:30	南部市民 サービスセンター
西部地域	3月5日(木)・6日(金) 9:30~14:30	西部市民 サービスセンター
東部地域	3月9日(月)・10日(火) 9:30~14:30	東部市民 サービスセンター

- 営業所得や農業所得、不動産所得があるかたは、収入や必要経費などの記帳と帳簿書類の保存が必要です。これをもとに、「収支内訳書」を事前に完成させてからお越しください。「収支内訳書」が完成していないと、完成後の受け付けとなる場合がありますので、ご注意ください。
- 12:00~13:00は申告受付を休止します。ただし、下新城交流センターと河辺岩見三内地区コミセンでは受け付けています。
- 申告会場の駐車台数には限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関の利用などにご協力をお願いします。
- 申告会場は大変混み合い、長時間お待たせする場合があります。相談の必要がないかたは、申告書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付のうえ、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月16日(月)までに郵送してください。



令和元年分 確定申告の日程

- 【所得税および復興特別所得税】…2月16日(日)▶3月16日(月)
- 【贈与税】…2月1日(土)▶3月16日(月)
- 【消費税および地方消費税(個人事業者)】…3月31日(火)まで

◆国税庁ホームページをご利用ください

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご覧ください。なお、スマートフォンでの申告がさらに便利になりましたのでご利用ください。https://www.e-tax.nta.go.jp



←
こちら
も

税務署に申告書作成会場は設置しません

- 【申告書作成会場】秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(中通六丁目7-36・市民市場近く)
- 【期間】2月17日(月)▶3月16日(月)の平日、9:00~16:00(15:00までに来場願います)。専用駐車場はありません。公共交通機関でお越しください
- 2月24日(月)・3月1日(日)にも開設します



- 【電話相談センター】 秋田南税務署 ☎(832)4121
【をご利用ください】 秋田北税務署 ☎(845)1161

最寄りの税務署に電話のうえ、音声案内に従って、番号「0」または「1」をお選びください。
「0」=確定申告に関するご相談(確定申告時期のみ)
「1」=税金に関する一般的なご相談

確定申告書の記入漏れにご注意ください

- ◆市民税・県民税の控除を受けるかたは、「確定申告書A第二表」の「住民税に関する事項」欄、および「確定申告書B第二表」の「住民税・事業税に関する事項」欄の、該当する次の項目は必ずご記入ください。
■寄附金税額控除 ■配当割額控除 ■株式等譲渡所得割額控除 ■同一生計配偶者 ■16歳未満の扶養親族
- ◆給与所得者は、給与以外の所得にかかる市民税・県民税の納付方法を選択できます。前段記載の申告書A・Bの各欄にある「給与から差引き」または「自分で納付」に印をつけてください。印がない場合は、原則「特別徴収」(給与からの差引き)となります。
- ◆「上場株式等の配当所得等」や「上場株式等の譲渡所得等」は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できます。その場合は、令和2年度の納税通知書が送られる日までに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出してください。
- ◆ふるさと納税をされたかたで、市民税・県民税の申告や確定申告をする場合、6自治体以上へ寄附をした場合は、ふるさと納税の「ワンストップ特例」は適用されませんので、寄附金(税額)控除を必ず申告してください。

2月18日(火)・19日(水)・20日(木)、会場のフォーラムアキタにマイナンバーカードの出張申請サポート窓口を設置します

市民税 県民税 の申告

令和2年度分

平成31年1月▶令和元年12月
の所得にかかるもの

令和2年度分の市民税・
県民税の申告を、12月に
記載した会場で受け付け
ます。昨年の受付期間中
に申告したかたで、今年も
申告が必要と思われるか
たへ、2月上旬に令和2年
度分の申告書をお送りし
ます。同封の手引きをよく
読んで、正しく記入の
上、申告してください。

申告期間

2月17日(月)▶3月16日(月)

問い合わせ 市民税課個人市民税担当☎(888)5476

申告の対象者

令和2年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた(税務署へ確定申告するかたは、市民税・県民税の申告は不要です)

- ① 令和元(平成31)年中に次の所得があったかた
▶自営業や農業などの事業による所得 ▶地代や家賃などの不動産による所得 ▶非上場株式の配当所得 ▶生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得 ▶個人年金・原稿料・講演料などの雑所得 ▶土地・建物などの譲渡所得 など
- ② 公的年金を受給しており、確定申告はしないが、市民税・県民税の所得控除を受けようとするかた
- ③ サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた
▶令和元(平成31)年中に退職した後、再就職していない
▶年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける
▶給与以外に20万円以下の所得があった
- ④ 令和元(平成31)年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために必要なかた



申告にご用意いただくもの

書類が足りないと、控除を受けることができない場合があります

□印鑑(認め印可)と申告書

□給与・年金の源泉徴収票

または支払者の証明書

*配偶者控除または配偶者特別控除を受けようとするかたは、配偶者の収入がわかるもの(配偶者の給与・年金の源泉徴収票など)もお願いします。

□本人確認できるもの(以下のいずれか)

▶個人番号カード(マイナンバーカード)

▶個人番号通知カードと本人確認書類

▶マイナンバーが記載された住民票の写しおよび本人確認書類

本人確認書類＝運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/公的年金源泉徴収票 など

□扶養親族がいるかたは、そのかたのマイナンバーが分かるものの控え

□障害者控除を受けるかたは、障害者手帳が障害者控除対象者認定書

□寄附金税額控除を受けるかたは、寄附先が発行する領収書や寄附金受領証明書など

□事業(農業を含む)や不動産所得者などは、必要な帳簿類、領収書、収支内訳書

*農業所得者は、戸別所得補償の支払通知、抛出金や補償金などが記載された各種証明書も必要です。

*収支内訳書は事前に完成させてください。

□国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料の支払額が分かるもの(支払証明書、領収書など)

□生命保険料・地震保険料の控除を受けるかたは、生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書

□医療費控除(◆)を受けるかたは、医療費の明細書(医療費通知など。

令和2年度市県民税申告までは医療費の領収書の添付・提示でも可)、保険金などで補てんされた金額が分かるもの

□セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)〈◆〉を受けるかたは、セルフメディケーション税制の明細書の添付(令和2年度市県民税申告までは医療費の領収書の添付・提示でも可)、適用を受ける年分において、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)

*〈◆〉を受ける場合、明細書の記入内容確認のため、市から領収書の提示または提出を求める場合がありますので、市県民税申告期限から5年間、領収書は自宅などで保管してください。

*〈◆〉は、どちらか一方しか控除を受けることができませんので、ご注意ください。

*医療費などの合計は事前に計算してください。